



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス法における詐欺行為取消権の行使と倒産手続（２・完）
Author(s)	張, 子弦
Citation	北大法学論集, 71(3), 99-136
Issue Date	2020-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/79344
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_71_3_03_Zhang.pdf



フランス法における詐害行為取消権の 行使と倒産手続（２・完）

張 子 弦

目 次

はじめに

一 フランスの詐害行為取消権と倒産手続の概観

1. 民法上の詐害行為取消権
2. フランス倒産手続とその機関

小括

二 倒産手続における債権者による行使

1. 裁判例
2. 学説

小括

（以上、70巻6号）

三 倒産手続の機関による行使

1. 裁判例
2. 学説

小括

四 詐害行為取消権の個別行使と包括的行使の関係

1. 現行法の状況
2. 学説の到達点

小括

おわりに

（以上、本号）

三 倒産手続の機関による行使

17世紀のフランスでは、遠隔地間の交易が盛んに行われていたが、情報伝達手段が未発達だった時代に、遠く離れた取引相手の財務状況を迅速に把握することは非常に困難であった。それに加え、当時の商業慣習においては担保権の設定が要求されておらず、詐害行為によって無担保債権者の利益が損なわれる事例が多発していた。このような背景の下では、取引の安全を図るために、商法の領域においても詐害行為を規制する特別な制度を設ける必要があると認識されてきた。フランスでは、1667年6月2日の「リヨン為替所規則」（以下、「1667年リヨン為替所規則」という）⁶⁴によって、特別法においても詐害行為を規制する制度⁶⁵が設けられた。これは、イタリア都市法における詐害行為の無効推定という制度に由来するものである⁶⁶。その後、数度の法改正にとともに、商法上の詐害行為排除制度の規制対象の範囲が拡大されてきている。1807年ナポレオン商法典及び1838年商法典により、特別法上詐害行為の無効制度が法典化された（1807年商法典444条-447条、1838年商法典446-448条参照）。フランスの商事法典において、具体的に列挙する形で詐害行

⁶⁴ 1667年リヨン為替所規則（Le 2 Juin 1667 : Règlement de la place des changes）13条は、「倒産手続の開始決定日より前10日以内になされた、破産者の財産の譲渡及び移転は無効となる」と定めている。これは、「疑わしき期間無効制度」の前身であり、日本破産法における「否認権」制度と比べると異なっているところが多いが、日本法と同様に倒産法における詐害行為に関する制度として位置付けられる。フランス法における「疑わしき期間無効」という制度の沿革史については、稲垣・前掲注（28）の（二）393頁以下、下森定「詐害行為取消権制度の法的構造と機能」『詐害行為取消権の研究』（信山社・2014）29頁以下が詳しい。

⁶⁵ 本稿では、商事法における制度と、民法上のバウルス訴権とともに、債権者の利益を害した詐害行為を排除するための制度を構成していると考えている（以下、「詐害行為取消排除制度」という呼称を総称として使用する）。

⁶⁶ Eliacin Naquet, *Étude sur l'action paulienne : en droit romain et en droit français*, Ch. Noblet Paris 1869, p.211. 中世のイタリアにおいて商業の盛んなフィレンツェの町では、破産宣告後になされた詐害行為の無効推定という制度が運用されていた。

為を定めていたため、条文で定めている行為に該当しなければ無効請求は認められなかった。

本稿の問題関心との関係で重要なのは、1967年法である。1967年法による改正において、詐害行為に対する制裁は、「無効」から「対抗不能」に変更された（1967年法29条、31条及び33条）⁶⁷。換言すると、1967年法の下で、債務者の支払停止後に行われた詐害行為は倒産手続の開始によって形成される債権者団体 [la masse] に対抗できないということである。1985年法は、この対抗不能の効果を廃止し、詐害行為の絶対無効と一部無効の条文を設けた（1985年法107条、108条）⁶⁸。これを踏襲した現行法における「疑わしき期間の無効」という制度（現行フランス商法典 L.632-1-L.632-4条）は、民法上の詐害行為取消権と峻別される別個の制度となっている。それに加えて、商法上の詐害行為排除制度の適用範囲が限定されており、倒産手続開始後にも、倒産手続外で民法上の詐害行為取消権の適用余地を残す必要がある。そのため、フランスでは、倒産手続進行中、民法上のパウルス訴権の行使が許容されている⁶⁹。

しかしながら、倒産の局面において、民法上の詐害行為取消権を行使する主体が限定されていない。倒産手続開始後、個別債権者のみならず、場合によって倒産手続の機関も詐害行為取消権を行使することができる。以下では、裁判例及び学説を踏まえ、フランス法における倒産手続の機関が詐害行為取消権を行使する要件、効果、位置づけ等を検討する。

⁶⁷ 霜島・前掲注(35)の(1)74-72頁。

⁶⁸ 佐藤＝町村・前掲注(23)の(2)436-437頁。

⁶⁹ 例えば、コルベールの1673年商事王令〔Ordonnance de Colbert de 1673 sur le commerce〕（以下、「1673年商事王令」という）では、詐害行為の事例におけるパウルス訴権に関する民法上の一般法理の適用が言及された。1967年法29条、31条及び33条において債権者団体に対抗不能の詐害行為が定められているほか、その78条により、「和議〔concordat〕の認可決定からその取消又は無効の間に債務者によってなされた行為は、債権者の権利に対する詐害の場合、かつ、民法典1167条の規定に従うのでなければ、取り消されない。」と規定されている。逆に言えば、民法典1167条の要件が満たされれば、倒産手続開始後、民法上の詐害行為取消権の行使も認められる。

1. 裁判例

倒産手続の機関による訴訟追行について、1967年法13条1項では、「裁判上の整理および財産の清算を宣告する裁判がなされた後、破産債権者によって構成される債権者団体〔la masse〕が破産管財人によって代表されることになり、当該破産管財人のみが（債権者のために）訴えを起こすことができる。その場合、破産管財人による訴訟が債権者団体を拘束〔engager〕することになる（括弧内、筆者追記）。」⁷⁰と定めている。同条の趣旨は1985年法46条1項によって踏襲されている。しかし、1985年法46条1項は、「債権者団体」という文言を使用せずに、「債権者の名義で、債権者の利益〔intérêt des créanciers〕のために訴えを提起する資格は、裁判所の指名した債権者代表のみが有する。」と規定している⁷¹。2000年フランス商事法における法典化改革により、1985年法46条はフランス商法典に編入された（フランス商法典 L.621-39条。以下、条数のみ記載する場合には、現行フランス商法典の条文番号を意味し、法典名を省略する）。その後、2005年法による改正において、商法典 L.621-39条が廃止され、同条の主要内容は倒産手続の機関の権限を定めている条文に編入された。例えば、L.622-20条1項では、「債権者の利益」という文言が「債権者の集团的利益〔intérêt collectif des créanciers〕」に改められている（L.622-20条1項前段⁷²等）。

⁷⁰ 霜島・前掲注(35)の(1)79頁では、1967年法13条1項を「裁判上の整理および財産の清算を宣告する判決は、管財人の代表する集団に債権者を統合する。管財人は、単独で自己の名で訴えを起こし、集団を拘束することができる」と訳しているが、本稿では詐害行為取消訴訟に関する議論との整合性を考慮して、本文のように、「constituer」を「構成する」として、「agir」を「訴えを起こす」として理解する。

⁷¹ この訳は、本稿で取り上げる「詐害行為取消権」、「訴権」及び「債権者代表」の呼称と統一するために、先行研究（佐藤＝町村・前掲注(23)（1）142頁の訳を一部修正したものである）。

⁷² 現行フランス商法典 L.622-20条1項は基本的に1985年法46条1項の内容を踏襲し、倒産手続の機関の訴権について、「裁判所の指名した裁判上の受任者のみが、債権者の集团的利益〔intérêt des créanciers〕のために、債権者の名に

このような法改正の経緯に従って、倒産手続の機関の詐害行為取消権の行使可否という問題に関しては、裁判例において如何なる変化が生じたのかを究明する必要がある。以下では、1985年法の前後に分けてフランスの裁判例を考察する。

(1) 1985年法以前の取扱い

1967年法の下で、下級審裁判例の中、破産管財人による詐害行為取消権の行使を認容し、その理由を判示した代表的なものとして、〔3〕1975年3月13日パリ控訴裁判所判決⁷³がある。そこでは、「1967年法13条1項および78条⁷⁴に基づいて、債権者平等を考慮し、債権者団体の代表たる破産管財人が提起した詐害行為の取消請求が認められる」と判示した。また、その性質について、詐害行為取消権は、「もっぱら債権者の個人損害を賠償する個別訴権のみではなく、破産管財人によって行使される場合、総債権者の債権額の限度までその利益を保護するための集団訴権〔action collective〕の性格を有する。」としている。その効果については、「倒産手続において、債権者団体のすべての構成員は、破産管財人の詐害行為取消訴訟により利益を享受することができる。」と判示されている。つまり、〔3〕判決(1975)で判示されているのは、①倒産手続の機関によって行使された詐害行為取消権は集団訴権であること、②破産管財人は「債権者団体」の名義で、詐害行為取消権を行使できること、及び③破産管財人は破産債権者の債権額の限度において、詐害行為の取消しを請求できること(下線筆者)、の三点である。

その後の破毀院裁判例では、倒産手続の機関の詐害行為取消権の有無は個々の倒産債権者の訴権と一定の関連性があることが示されている。例えば、〔4〕1976年3月9日破毀院商事部判決⁷⁵の前審、1974年5月29日のDijon控訴裁判所判決は、賃借人(薬局)の財産の清算手続において、

において、訴えを提起する資格を有する。②ただし、裁判上の受任者がその責任を怠った場合、監督委員に任命された債権者は「[国務院のデクレによって規定された条件の下で]前述のように訴えを提起することができる。」と規定している。

⁷³ Paris, 13 mars 1975. D. 1976, p.161, obs. F. Derrida.

⁷⁴ 1967年法78条について、霜島・前掲(35)の(1)56頁又は前掲脚注(69)の訳を参照。

⁷⁵ Cass. com., 9 mars 1976, n°74-14428. Bull. civ. IV, n° 86, p.73.

破産管財人の賃貸借契約を対象とする詐害行為の取消請求が否定された。控訴裁判所は、「かかる破産債権者は民法上の詐害行為取消権を行使できない（破産債権者が対象行為たる賃貸借契約締結後に薬局の運営との関係で債権を取得したため、民法典1167条の要件が満たされていない）場合、破産管財人も民法典1167条に規定している詐害行為取消権を行使できない」と判示した。破産院は、控訴裁判所の判断は適法であるとして上告を棄却した。

したがって、1985年法より前の下級審裁判例からは、以下の二点が確認できる。第一に、詐害行為取消権の集団的性格が肯定されていたことである。つまり、倒産手続の機関によって提起した詐害行為取消訴訟の効果はすべての債権者に及ぶということである。第二に、倒産手続の機関が債権者の詐害行為取消権を行使する権限は、①債権者団体の代表であることと、②詐害行為取消権は集団訴権であることから根拠づけられることである。ところが、破産院では、倒産手続の機関による詐害行為の取消請求を受理できるかどうかについては、債権者の同請求を主張する資格の有無によって判断されている。

（２）1985年法以降の状況

フランスの立法者は、債権者の利益保護の色彩が強い制度から債務者の再出発を促す手続への改革を図るために、「債権者団体の財産」より「債務者の財産」という文言のほうが適切であることを理由に、1985年法による改正において債権者団体という概念を廃止した。1985年法が施行された後には、債権者団体の法人格が認められない以上、倒産手続の機関がその代表者として詐害行為取消権を行使するということは論理的に成り立ちにくくなっている。このような背景の下で、倒産手続の機関の詐害行為取消権の行使可否に関して、下級審裁判例の結論が分かっている。民法上の詐害行為取消権の相対的效果（個別効果）から、その債権者の固有訴権の特性が導かれる。それに基づいて倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使を否定した裁判例がある⁷⁶。反対に、1985年法

⁷⁶ CA Aix-en-Provence, 8^e ch., 9 avr. 1998; JCP E 1998, n° 38, p.1429. 1989年10月に債務者会社は自社の機械工房を債権者会社に売却した後、1991年1月に開始された債務者会社の裁判上の更生手続において、計画遂行委員は、債権者の

の46条に基づいて、総債権者の利益のためであれば、倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使を肯定した裁判例もある⁷⁷。この問題に関しては、破毀院の判決で、一定の規律が示されている。以下では、1985年法以降の破毀院判決について考察する。

ア、倒産手続開始前の詐害行為取消訴訟

倒産手続開始前に係属している債権者による個別訴訟に対する倒産手続の機関の権限について判断がなされた破毀院の裁判例として、〔5〕1993年11月30日破毀院商事部判決⁷⁸がある。その一審では、自己所有の不動産の虚有権〔nue-propriété〕を娘に贈与した債務者の裁判上の更生手続⁷⁹において、債権者が、債務者の財産贈与を詐害行為として訴えを提起した。裁判所によって選任された債権者代表(倒産手続の機関)は、係属中の個別債権者による詐害行為取消訴訟に任意参加〔intervention volontaire〕した。その後、一審原告の請求を認めた判決に対して一審被告は不服があるとして上訴した。控訴審で、一審原告(債権者)は自ら訴えを取り下げたが、債権者代表(倒産手続の機関)は原審判決を支持して自ら応訴した。控訴裁判所は、他に応訴を求める債権者の存在が証明できないこと、及び、一審原告たる債権者が訴えの取下げを行った以上、債権者代表(倒産手続の機関)は訴訟追行権〔droit d'agir〕を有し

名義で詐害行為取消権を主張した。Aix-en-Provence 控訴裁判所は、「詐害行為取消権の固有訴権の性質に基づいて、計画遂行委員はそれを行行使することができない」として、計画遂行委員の請求を否定した。

⁷⁷ CA Lyon, 26 févr. 1999; RTD com. 2001, p.215 et s., obs. C. Saint-Alary-Houin. CA Grenoble, ch. Com., 12 oct 2000; JCP 2001, IV 1715; JCP E 2001, pan. 686. 1999年の Lyon 控訴裁判所判決と2000年の Grenoble 控訴裁判所判決においては、1985年法の46条に基づいて、それぞれの手続機関に詐害行為取消権を行行使する権限を認めた。

⁷⁸ Cass. com., 30 nov. 1993. Bull. civ. IV. n° 438, D. 1994. 175, note F. Derrida et J.-P. Sortais.

⁷⁹ 商人破産主義をとるフランスでは、前述一2.(1)で紹介した倒産手続は、独立して活動している商人、農業者、手工業者、自営業者、及び営業停止になった私法上の法人にも適用される。そのため、本文の〔5〕判決(1993)判決は、民事会社を営んでいる個人事業主たる債務者の裁判上の更生手続が開始された事例である。

ないことを理由に、債権者代表（倒産手続の機関）の請求を不受理とした。そこで、債権者代表は、控訴裁判所の判断を不服として、破毀申立てをした。破毀院では、控訴裁判所の判旨において「訴えの取下げ」と「訴権の放棄」との違いについて誤りがあるにもかかわらず、債権者の代表の権限が、債権者の権限を超えてはならない理由で、訴えの不受理という判断を支持して、破毀申立てを棄却した。フランスの学説においては、〔５〕判決（1993）は「債権者団体」という概念廃止後に倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使を否定した裁判例として位置付けられている⁸⁰。しかし、当該判決の流れに鑑みると、本稿では、〔５〕判決（1993）の意義は、倒産手続の機関の詐害行為取消権の有無という問題より、むしろ、倒産手続開始前に係属している債権者の個別訴訟に対する、倒産手続の機関の訴訟上の権限についての意見を示したことにあると考えている。上に述べたように、フランスでは、倒産手続の開始により、詐害行為取消訴訟の当事者適格が、債権者から倒産手続の機関に移転すると解されていない。そのため、倒産手続開始後においても、倒産手続の機関は、手続開始前に係属した債権者の個別訴訟を受継することはできないが、係属中の訴訟に参加することができるとされている。

また、同じように倒産手続の機関の参加の権限を認めている判決のうち、特に〔６〕2009年11月10日破毀院商事部判決⁸¹の判旨は注目に値する。

⁸⁰ C. Pizzio-Delaporte, op. cit., (note 1), n° 32, p.726. Y. Guyon, op. cit., (note 50), p.28. Fernand Derrida et Jean-Pierre Sortais, note sous Cass, com. 30 nov. 1993 : Bull. civ. IV n°438; D. 1994, p.175.

Michel Cabrillac, Philippe Pétel, Redressement et liquidation judiciaires des entreprises, JCP 1997, I 4004, n°10, p.102 (P. Pétel).

Emmanuelle Bost, Le représentant des créanciers et le commissaire à l'exécution du plan peuvent exercer l'action paulienne au nom et dans l'intérêt des créanciers, note sous Cass. com., 13 nov. 2001, JCP 2002. II. 10151, p.1744.

⁸¹ Cass. Com. 10 nov.2009, n°08-13346, NP; n°1024 F-D; LPA 8 mars 2010, n°47, p.15, note J.-P. Sortais; RTD com. 2010. 789, n°5, obs. A. Martin-Serf. ところが、同判決において、裁判所は債務者が自ら所有している株式を第三者に贈与したとき、その財産と負債とを比べて、明らかに支払不能の状態に陥ったとはいえない状況であった。それに基づき、詐害行為取消権の行使要件が満たされないとして、債権者の主張を否定した。

事実審において、贈与行為が行われた際、債務者が明らかに支払不能の状態に陥ったとは言えない状況であったということが判明したため、詐害行為取消権の行使要件が満たされないとして、債権者の主張が否定された。それにもかかわらず、裁判上の清算人は係属中の詐害行為取消訴訟に任意参加〔intervention volontaire〕(フランス民訴法典329条)⁸²できると判示された。つまり、〔6〕判決(2009)で示されているのは、原告債権者の請求が認められるか否かとは無関係に、倒産手続の機関が詐害行為取消訴訟に参加する権限の有無の確認である。

イ、倒産手続開始後の詐害行為取消訴訟

倒産手続開始後の裁判例において、まず、倒産手続の機関たる計画遂行委員〔commissaire à l'exécution du plan〕の詐害行為取消権を認めた〔7〕2001年11月13日破毀院商事部判決⁸³がある。その原審たる Aix-en-Provence 控訴裁判所の判決では、「①詐害行為取消権の個別効果からすると、裁判上の更生手続開始後に計画遂行委員による包括的行使が認められない、また、②倒産債権者全員の利益のためでなければ、計画遂行委員が総債権を代表して訴えを提起することはできない」という理由に基づいて計画遂行委員の請求を否定した。これに対して、〔7〕判決(2001)において破毀院は、「民法典1167条所定の詐害行為取消権は、債権者個人に付与している訴権だけでなく、債権者の集団的利益を保障するためにその代表(倒産手続の機関)によって行使できる集団訴権である。再生計画が終結する前に総債権者の利益を保護する目的で、計画遂行委員に債権者の詐害行為取消権の行使権限が付与されている。」と判示している。それに基づいて、破毀院は、控訴裁判所の判決が法の適用を誤ったとして、原審判決を破棄し、Montpellier 控訴裁判所に差戻した。従来の裁判例と比べると、〔7〕判決(2001)の意義としては、Aix-en-Provence 控訴裁判所の上記①と②の判断を否定したことにより、倒産

⁸² フランス民訴法典329条「独立参加」については、法務大臣官房司法法制調査部編『〔注釈〕フランス新民事手続法典』(法曹会・1978) 220-222頁を参照。

⁸³ Cass. com., 13 nov. 2001. n°98-18292. Bull. civ. IV n°178; *LPA* 7 août 2002, n°157, p. 8, note M. Senechal; *D* 2001, p. 3617, obs. A. Lienhard; *RTD* civ. 2002, p. 102, obs. J. Mestre et B. Fages; *RTD* com. 2002, p. 151, obs. C. Saint-Alary-Houin.

債権者全員が詐欺行為取消権を行使する資格を有するとは限らない場合であっても、倒産手続の機関が詐欺行為取消権を行使する可能性を認めたことにある。

また、2013年の二つの破毀院判決は注目を集めている。まず、〔８〕2013年４月23日の破毀院商事部判決⁸⁴においては、債務者の裁判上の清算手続において、事業者が行った公証差押禁止宣言〔déclaration notariée d'insaisissabilité〕⁸⁵の申立てを詐欺行為とした裁判上の清算人による詐欺行為の取消請求が認められないと判示した。つまり、倒産手続の機関による訴訟追行はすべての債権者の集团的利益のためであり、本件において、裁判上の清算人は倒産債権者のうち一部の債権者の利益のために、詐欺行為の取消しを求めることはできないというのである⁸⁶。

これに対して、〔９〕2013年５月29日破毀院民事部判決⁸⁷では、債務者の相続放棄の宣言がなされた時点において、債権を取得していた債権者は医療保険金庫（CARMF）のみであった。破毀院では、詐欺行為取消訴訟を主張できる債権者は一人だけの場合にも、清算人は当該債権者の

⁸⁴ Cass. com. 23 avr. 2013, n° 12-16.035. D. 2013. 1127, obs. Lienhard; JCP 2013, n° 767, note P. Pétel.

⁸⁵ フランスの「公証差押禁止宣言」とは、自然人企業者の住居を企業活動に用いられていない部分について、強制執行を制限するというものである。フランス法における「公証差押禁止宣言」という制度の詳細について、柴崎暁「フランス法における公証差押禁止宣言——責任財産の限定と私的自治——」亜細亜法学40巻1号（2005）以下を参照。

⁸⁶ フランスの公証差押禁止宣言の制度について、当該宣言に従い、差押禁止の制限を受ける債権者は、差押禁止宣言の公示以降発生した債権、かつ宣言申立人の職業的活動に際して発生した債権を有する者である。言い換えれば、差押禁止宣言の公示前に債権を取得した債権者、および職業的活動と無関係の債権を有する債権者であれば、差押禁止の制限を受けておらず、債務者の不動産の差押えを行ったり、強制執行の申立てをしたりすることが可能である。そのため、本文でいう〔８〕判決において、倒産手続の機関が提起した公証差押禁止宣言を対象とする詐欺行為の取消請求は、倒産債権者のうち一部の債権者の利益となるため、倒産手続の機関の集团的訴権に含まれないと課されている。

⁸⁷ Cass. 1^{re} civ., 29 mai 2013, n° 12-16541. FD, NP; *B/JE* sept. 2013, p. 298, note L. Sautonie-Laguionie.

ために詐害行為取消権を行使することができると判示した。言い換えれば、〔9〕判決において、倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使に関して、1985年法46条に定められている「債権者の利益」という文言は、個々の債権者の利益の総和ではなく、抽象的なものであると解されている⁸⁸。

（3）裁判例の位置づけと示唆

倒産手続開始前に係属した債権者の詐害行為取消訴訟に対する、倒産手続の機関の権限については、前述した〔5〕と〔6〕判決が示しているように、倒産手続の機関が債権者の個別訴訟に参加する権限を有しているが、すでに係属中の個別債権者の訴訟を左右するまでの権限を有しない。特に、〔5〕判決（1993）における倒産手続の機関が債権者の訴えの取下げに反して応訴する権限を有しないという判断は、前述した倒産手続の開始により、個別債権者の詐害行為取消訴訟における当事者適格が倒産手続の機関からは剥奪されないというフランス法の伝統的な考え方（前述二2.（2）参照）と一貫している。倒産手続の機関の債権者による詐害行為取消訴訟に参加する権限は、多くの裁判例によって肯定されているが、係属中の詐害行為取消訴訟に任意参加した倒産手続の機関がいかなる立場に立っているかの問題については判示されていない。この点に関して〔6〕判決（2009）が、債権者の実体法上の訴権の有無と独立して倒産手続の機関の訴訟参加の権限を肯定したことは、示唆に富む。個別債権者による詐害行為取消訴訟の勝訴判決の効果は他の債権者に及ばない⁸⁹ため、倒産手続開始前に係属した詐害行為取消訴訟において、倒

⁸⁸ 実は、〔9〕判決（2013）より以前、下級審において2000年 Grenoble 控訴裁判所判決において、倒産債権者の中、一人の債権者が債務者の詐害行為に加担したにもかかわらず、倒産手続機関の詐害行為取消権が認められている。CA Grenoble, ch. Com., 12 oct 2000; JCP 2001, IV 1715; JCP E 2001, pan. 686.

⁸⁹ これに従ってさらに考えると、倒産手続において、倒産手続の機関が従前の個別債権者の詐害行為取消訴訟の判決をそのまま援用して、逸出した財産を取り戻して倒産債権者の間で配当することはできないという結論が導かれている。例えば、2012年11月20日の破毀院判決においては、このように判示されている。Cass Com. 20 nov. 2012, n^{os} 11-20256, 11-22295, NP.

産手続の機関の債権者の代表としての参加は解釈として成立しない⁹⁰。

次に、倒産手続開始後、すべての債権者のためであれば、倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使は、1985年法以前の判例法理において認められている。しかし、債権者団体という概念の廃止に伴い、1985年法以降、倒産手続の機関が債権者団体の代表として債権者の訴権を行使する正当性に疑念が生じる。こうした中で、〔7〕判決（2001）は、倒産手続の機関の詐害行為取消権を肯定した。同判決において、破毀院は、「すべての債権者の利益のためでなければ、計画遂行委員は総債権を代表して訴えを提起することができない」という原審（控訴裁判所）の判断を否定することにより、倒産手続の機関の権限を認めた。

2005年法により、債権者の「集团的利益」という概念が明文化された。しかし、具体的に、債権者の「集团的利益」という概念を如何に捉えるべきかという問題に関しては、〔8〕〔9〕判決は異なる意見を示している。公証差押禁止宣言の申立ての取消請求を否定した〔8〕判決（2013）においては、「集团的利益」は一部の債権者の利益ではなく、倒産債権者全員の利益であるという厳格な捉え方を示している。これに対して、その後の〔9〕判決（2013）では、倒産債権者のうち、一人の債権者のみが詐害行為取消権を行使できる場合であっても、倒産手続の機関の訴権を認めている。これによって、〔9〕判決では、債権者の「集团的利益」という概念を柔軟に解釈しているといえる。

要するに、従来裁判例では、倒産債権者全員が詐害行為取消権を行使できるか否かが、倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使可否を判断するための重要な要素とされている。これに対して、近時の裁判例では、破毀院は、倒産手続の機関の詐害行為取消権の行使の可否という問題に対して、「集团的利益」の有無に基づいて判断しているという傾向が読み取れる。もっとも、詐害行為取消訴訟の事案において、具体的に債権者の「集团的利益」を如何に捉えるべきかの問題に関しては、裁

⁹⁰ ところで、平常時の詐害行為取消訴訟において、取消債権者は債務者を訴訟への引込み／呼び出しができる（前述一の1．参照）ことからすると、筆者は、倒産手続開始後に、倒産手続の機関が係属中の訴訟へ参加を認められるのは、債務者の代わりとしてではないかと考えている。

判例の結論が統一されていないため、議論の余地が残されている。

2. 学説

前述したように、1985年法以降、倒産手続開始後、個別債権者による詐害行為取消訴訟の効果は、取消債権者にのみ受益させる個別効果に転換された。それにもかかわらず、フランスの倒産手続において、個別債権者による詐害行為取消権の行使が許容されている一方で、場合によっては倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使も可能となっている。このような独特な取扱いにおいて、倒産手続の機関の法的地位とは何か、どのような場合に倒産手続の機関が詐害行為取消権を行使できるかの問題を検討する必要がある。

以下では、まず、倒産手続の機関の訴権を規定している1985年法46条の趣旨に関する民事訴訟法の学説を確認する。次に、「集团的利益」という概念をめぐって、特に1985年法以降の学説を考察する。最後に、詐害行為取消権の局面において、倒産手続の機関の集团的利益訴権の有無に関するフランスの議論の状況を概観する。

(1) 1985年法46条1項の趣旨に関する学説

倒産手続の機関の法的地位という問題を究明するためには、倒産手続の機関による訴訟追行を一般的に定めている1985年法46条1項(現行L.622-20条1項等)の趣旨を検討する必要がある。1985年法46条1項の法文自体が曖昧であるため、当該条文の立法意図については、フランスの民訴学者の間でも見解が分かれている。

ア、代理人権限説

まず、1985年法46条1項(L.622-20条1項)は、倒産手続の機関の権限[pouvoir]を定めている条文であるという考え方がある(以下、「代理人権限説」という)⁹¹。そこで、倒産手続の機関は債権者の裁判上の代

⁹¹ Cécile Chainais, Frédérique Ferrand, Serge Guinchard, Lucie Mayer, *Procédure civile : Droit interne et européen du procès civil*, 34^e éd. L.G.D.J 2014, n° 326, p.254.

S. Guinchard, *op. cit.*, (note 53), n°102.202, p.23.

理人〔représentant judiciaire〕とされており、すべての倒産債権者の利益を保護する場合に限って、その独占の訴権が正当化される。

倒産手続において、裁判所が選任した倒産手続の機関に、総債権者のための訴訟追行権を与えるのは、法定委任〔mandat légal〕の一例であると解されている。倒産手続の機関が債権者の訴権を行使することは、訴権の裁判上の代理〔représentation judiciaire à l'action〕（以下、「訴権代理」と称する）⁹²の理論によって根拠づけられている。反対に、倒産手続の機関が債権者のための訴訟から直接に利益を受けていないため、前述の条文は訴訟追行の資格を規定しているものではないと考えられている⁹³（後述イ．訴訟資格説に対する批判）。

1985年法以前には、債権者団体という概念が存在していた1967年法の下で、倒産手続の機関は債権者団体の代理人として、債権者に帰属する訴権を行使できると解されていた。しかし、1985年法では「債権者団体」という概念を廃止した。その結果、倒産手続の機関が債権者団体の代理人として提起した総債権者のための訴えを受理した判例法理の妥当性が問われ始めた⁹⁴。そこで、代わりに「集团的利益」という概念によって倒産手続の機関の訴権を解釈している見解もある（以下、「集团的利益説」という）（後述三．2．（２）参照）。これに対して、債権者団体の法主体性が認められなくても、倒産手続の機関が倒産債権者の代理人として位置づけられるという考え方もある⁹⁵。

⁹² フランス民事訴訟法には、訴訟代理〔représentation à l'instance〕と訴権代理〔représentation à l'action〕の二種類の代理制度がある。訴権代理とは、法令の規定に従い、裁判所の指名又は当事者からの授權によって訴権を代理する権限を得ることである。訴権代理人は自ら訴えを提起するイニシアチブ及び弁論権を有することで、訴訟代理人と区別されている。なお、フランス法における「訴権代理」という制度は、「裁判上の代理」とも称される。C. Chainais, F. Ferrand, S. Guinchard, L. Mayer, *op. cit.*, (note 91), n° 310, p.242, n° 812, p.579.

⁹³ C. Chainais, F. Ferrand, S. Guinchard, L. Mayer, *op. cit.*, (note 91), n° 326, p.254.

⁹⁴ F. Derrida, P. Godé, J-P. Sortais, *op. cit.*, (note 49), n°525, p. 393-394, note 2365.

⁹⁵ C. Chainais, F. Ferrand, S. Guinchard, L. Mayer, *op. cit.*, (note 91), n° 326, p.254-255.

イ、訴訟資格説

また、1985年法46条1項の趣旨は、すべての倒産債権者のための訴訟において、当事者⁹⁶として訴訟追行の資格〔qualité à agir〕(「当事者適格」に相当する)を倒産手続の機関に付与することにあると考えられている(以下、「訴訟資格説」という)⁹⁷。この考え方に従うと、裁判上の受任者等は倒産手続の機関として位置付けられ、法は債務者の負債に対する検査(査定)〔apurement du passif〕という職務に基づいて、債権者のための訴訟追行の資格を倒産手続の機関に付与しているということになる⁹⁸。

訴訟資格説においては、1985年法46条1項の趣旨がフランス民事訴訟法典31条後段⁹⁹に定めている特定主体の当事者適格に該当すると解されている¹⁰⁰。フランス民事訴訟法31条が規定している当事者適格は、訴権の成立要件の一つである。訴訟資格の欠如は、訴えの不受理事由の一つとされている¹⁰¹。一方、フランス民事訴訟法典117条では、「訴訟追行の

⁹⁶ 厳密にいうと、倒産債権者の利益を保護する訴訟において、倒産手続の機関は主たる当事者ではなく、単なる従たる当事者〔partie jointe〕として、訴えを提起したと考えられている。S. Guinchard, *op. cit.*, (note 53), n°102.201, p.33.

⁹⁷ Jacques Héron et Thierry Le Bars, *Droit judiciaire privé 4^e éd.*, LexisNexis 2010, n°86, p.87-88.

しかし、この説を主張している訴訟法学者の書籍において、司法受任者による債権者代位権の行使はL.622-20条に所定の集团的利益のための訴訟の典型とされているが、詐害行為取消権の行使については言及されていない。

⁹⁸ Loïc Cadet, *Droit judiciaire privé*, Litec 1992, n° 420, p.215.

C. Saint-Alary-Houin, *op. cit.*, (note 11), n°415, p.227.

⁹⁹ フランス民事訴訟法典31条では、「訴権は、申立の成否について正当な利益を持つすべての者に与えられる。ただし、ある申立をなしあるいは争い、若しくは一定の利益を守る資格を特定人に認めることにより、法律が訴訟をする権利をその者のみに付与している場合は、この限りではない」と定めている。前掲注(82)73頁を参照。

¹⁰⁰ 前述した詐害行為取消権の裁判例において、フランス民事訴訟法典31条に言及したものとしては、前述した〔8〕判決(2013)がある。Cass. com. 23 avr. 2013, n° 12-16.035. D. 2013. 1127, obs. Lienhard; JCP 2013, n°767, note P. Pétel.

¹⁰¹ 前述の〔5〕判決(1993)を参照。フランス民事訴訟法典122条において、訴

権限〔pouvoir d'agir〕と「訴訟の能力〔capacité d'agir〕」のどちらも訴訟行為の有効要件であると解されている。訴訟追行の権限が欠ければ、訴訟自体が無効になる。これに基づいて、1985年法46条1項が規定しているのは、倒産手続の機関の権限ではなく、独自に訴訟を提起する資格であると解されている¹⁰²。

また、訴訟資格説は、裁判上の受任者等が裁判所によって選任された者である¹⁰³ことから、裁判上の受任者等を倒産債権者の裁判上の代理人とする見解を批判している。それに、倒産債権者は完全な法律行為を行う能力を有しているにもかかわらず、倒産手続の機関によって訴訟を代行させることは考えられないとも主張している¹⁰⁴。

なお、訴訟資格説は、前述の二2.（3）で紹介した倒産の局面における詐害行為取消権を特別訴権とする学説との連続性を見ることが可能である。フランスの民事訴訟法学者の中では、訴訟資格説は少数であるが、商法学者の中では、L.622-20条が倒産手続の機関の訴訟追及の資格を定めている条文とする考え方が見受けられている。例えば、集团的利益の概念を論じる際、倒産手続の機関の訴訟資格に言及した見解¹⁰⁵もあり、前述した一人の債権者のために倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使を認めた〔9〕判決（2013）を踏まえて、訴訟資格説を支持する見解¹⁰⁶もある。これに対して、どちらの学説を支持するかは明示してお

訟資格の欠如は、不受理〔fin de non-recevoir〕の事由と定められている。ただし、これは、訴えの不適法性の抗弁理由と解されている。

¹⁰² J. Héron et T. Le Bars, *op. cit.*, (note 97), n°83, p.86.

¹⁰³ L. Cadiet, *op. cit.*, (note 98), n°420, p.215.

¹⁰⁴ J. Héron et T. Le Bars, *op. cit.*, (note 97), n°85, p.87.

¹⁰⁵ Pierre-Michel Le Corre, L'intérêt collectif est-il l'intérêt de tous les créanciers? *BJE* 2016, n° 3, p. 214. Le Corre 教授はその論文において、債権者の共同担保に資する訴訟において倒産手続の機関の「訴訟資格」に言及した（後述三2.（2）参照）。

Corinne Saint-Alary-Houin, *Droit des entreprises en difficulté*, Montchrestien 1995, n°691, p.386-387.

¹⁰⁶ François-Xavier Lucas, *Manuel de droit de la faillite 2^e éd.* Puf 2016, n°205, p.200.

らず、L.622-20条には訴訟資格の付与と訴訟の権限の両方の趣旨が含まれると論じている学説もある¹⁰⁷。近時、倒産手続の機関の訴権に関する商法・倒産法の学説のほとんどは、特に1985年法以降、債権者の「集团的利益」という概念に対する理解に焦点をあてている。以下では、「集团的利益」という概念をめぐる学説の沿革とその新たな発展を概観する。

(2) 債権者の「集团的利益」と倒産手続の機関の訴権

1985年法により「債権者団体」という概念が廃止されたが、現行法においても倒産手続の機関の倒産債権者とかかわる訴訟に対する権限が依然として維持されている。これを裏付ける理論を再構築するために、フランスでは、新たな学説が登場した。

ア、「集团的利益」の一般論

「集团的利益」という概念は、フランス法において昔から存在し、様々な法律分野において用いられている。フランス民事訴訟法の基礎理論において、債権者の個人利益を保護するための個別訴権は個人に付与される¹⁰⁸が、集团的利益を擁護するための訴権が非営利社団・協会〔association〕、法人の代表、手続の機関¹⁰⁹等に付与される¹¹⁰。例えば、

¹⁰⁷ Alain Lienhard, *Procédures collectives 2019-2020*, 8^e éd, Delmas 2018, n°44.22, p.129.

¹⁰⁸ これと類似するように、公法においては、個人利益〔intérêt individuel〕を保護するための訴訟追行権は個人に与えられているが、一般利益〔intérêt général〕又は公共利益〔intérêt public〕を保護するための訴訟追行権は検察官〔ministère public〕に付与されている。フランス法における「一般利益」の概念を紹介した先行研究として、ムスタファ・メキ著「フランス法における一般利益に関する序論的考察」新世代法政策学研究1号(2009)125-156頁、ムスタファ・メキ〔著〕幡野弘樹＝齋藤哲志(訳)「私法における一般利益と基本権」新世代法政策学研究1号(2009)229-285頁がある。本稿では、私法の領域における規律に限って検討を行う。

¹⁰⁹ 倒産の場合、倒産手続の機関の訴権は、検察官の職権と競合する関係にある。2005年法は1985年法の脱刑罰化〔dépénalisation〕の改革をより一層推進した。その結果、現行フランス倒産法において、検察官の職権範囲が以前よりも狭くなってきているが、倒産事件における刑事責任及び職業上の責任を追及する場合、検察官は依然として一般利益又は公的利益のための訴権を有する。

¹¹⁰ S. Guinchard, *op. cit.*, (note 53), n° 102.200, p.32.

株主に与えられる会社訴権〔action sociale〕¹¹¹（株主代表訴訟）、労働事件における労働組合の代位訴権〔action de substitution〕、消費者被害回復に関するグループ訴権¹¹²もその典型例である。

1976年1月7日のLaroche判決¹¹³及び1978年3月31日のChaix判決¹¹⁴は、債権者の「集团的利益」について言及している。それ以来、フランスの判例法理は、債権者の集团的利益の有無と倒産手続の機関の訴訟追行権の有無との関連性を示すことにより、債権者の「集团的利益」とい

1967年法の下で、集团的利益を保護するために、個別債権者にも集団訴権を行使する権限を与えている。前掲二、1、又は後述「*ut singuli*」に関する内容を参照。

¹¹¹ フランスでは、会社の資産〔fond social〕を確保・再構築するために用いられる、会社が被った損害を賠償する目的の訴権は、「会社訴権〔action sociale〕」と称されている。「action sociale」とは、会社又は組合資産の侵害に関する会社（又は社員／組合員）による損害賠償請求訴権・訴訟である。山口・前掲注（41）15頁。

¹¹² フランスのグループ訴権については、町村泰貴「フランスの不当な消費者取引に対する制裁と被害回復制度：グループ訴権の実情を中心に（シンポジウム 消費者被害の救済と抑止の手法の多様化）」比較法研究79巻34-35頁が詳しい。

¹¹³ 集团的利益訴権を倒産手続の機関に付与するという取扱いを一般化したのは、1976年1月7日破毀院商事部判決（Cass.com., 7 janv. 1976, D.1976, p.277, note F. Derrida et J.-P. Sortais, JCP 1976, II, 18237, note Ch. Gavalda et J. Stoufflet.）（以下、「Laroche判決」と称する）である。破産管財人の集团的利益訴権を認容したリーディング・ケースとして位置付けられているLaroche判決は、権限濫用〔soutien abusif〕に基づく取引銀行の責任追及の事案において、破産管財人が、債務者の積極財産を減少したり、消極財産を増やしたりする行為に対し、訴訟追行権を有すると判示した。

¹¹⁴ 経営者の積極財産不足責任訴権に関する1978年3月31日破毀院商事部判決（Cass.com., 31 mars 1978, D.1978, 646, note F. Derrida et J.-P. Sortais, JCP, 1979, 2, 19119, note Brunet.）（以下、「Chaix判決」と称する）において、債務者企業の財産の清算手続〔liquidation des biens〕が開始された場合、すべての債権者の利益を保護するために、経営者の責任を追及する訴訟を提起する権限は破産管財人に専属するものであると判示されている。前述したLaroche判決〔前掲注（113）〕は、破産管財人が集团的利益訴権を有することを確認したが、1978年3月31日破毀院商事部判決は、はじめて破産管財人の集团的利益訴権に対する独占〔monopole〕の地位を強調した。

う概念の倒産手続における運用を促すよう努力してきた¹¹⁵。

1985年法による改正に対応するために、学説においても債権者団体という人的団体の代わりに、「集团的利益」という概念を倒産の局面において再定義することによって倒産手続の機関の訴権を正当化した学説が増えてきている¹¹⁶。それに基づく倒産手続の機関の訴訟追行権は、倒産手続の機関に付与されている、債権者の集团的利益を保護するための訴権である（以下、「集团的利益訴権」と略称する）と位置付けられている。例えば、「疑わしき期間の無効」に関する訴権、及び「積極財産不足の責任訴権 [responsabilité pour insuffisance d'actif]」¹¹⁷は、集团的利益訴権の典型であり、倒産手続の機関に専属する訴権として位置づけられている¹¹⁸。

判例法理と学説の影響を受けて、債権者の集团的利益という概念は、2005年法で明文化されている（L.622-20条1項）。近時の裁判例において、訴権が債権者の「集团的利益」と一致するか否かは、倒産手続の機関がこの訴権の有無を判断するための重要なポイントとなっている。

しかし、具体的な事案において、債権者の「集团的利益」という概念を如何に解すべきかという問題について、従来の裁判例では、統一的な判断基準を示さなかったため、議論が続いている。

イ、債権者の「集团的利益」の判断基準

——「共同担保 [gage commun]」の概念

¹¹⁵ P.-M. Le Corre, *op. cit.*, (note 105), n° 5, p. 269.

¹¹⁶ Laura Sautonie-Laguionie, *La fraude paulienne*, L.G.D.J. 2008, Paris., n°791 p.547 et s.

Yves Guyon, *Droit des affaires, T2, Entreprises en difficultés - Redressement judiciaire - Faillite 9^e éd*, Economica 2003, n°1163, p.183.

André Jacquemont, *Droit des entreprises en difficulté, 6^e éd*, Litec 2009, n°270, p.156.

Yves Chaput, *Droit du redressement et de la liquidation judiciaires des entreprises, 2^e éd*, Puf 1990, n°317, p.286-287.

¹¹⁷ 積極財産不足の責任訴権 [responsabilité pour insuffisance d'actif] の詳細については、拙稿・前掲注 (20) (2・完) 127頁以下を参照。

¹¹⁸ A. Jacquemont et R. Vabres, *op. cit.*, (note 11), n°497, p.311.

前述した1978年の Chaix 判決及び1993年3月16日の判決¹¹⁹は、債権者の集团的利益は、一部の債権者の利益ではなく、倒産債権者全員の利益を指していると判示した¹²⁰。これに対して、倒産手続の機関による集团的利益を構成する総債権者の中の一人に対する訴訟追行を認容している裁判例がある¹²¹。また、詐害行為取消権の局面において、前述した〔８〕と〔９〕の裁判例は、債権者の「集团的利益」に関しては異なる見解を示している。つまり、問題の焦点は、倒産債権者のうち、一人又は一部の債権者のみが訴権を行使できる場合において、債権者の集团的利益のための倒産手続の機関による訴訟追行が認められるか否かということにある。

この点に関して、学説においては、近年、「共同担保 [gage commun]」¹²²という概念を用いて、債権者の「集团的利益」の範囲を解釈する見解が存在する（以下、「共同担保説」という）。この考え方は、日本法における学説と近接しているように見えるため、注目に値する。簡単に言えば、共同担保説では、債権者の「集团的利益」が債権者の「共同担保」の維持もしくは再構築を意味する。ひいては、倒産手続の機関に付与されている集团的利益訴権は、債権者の共同担保の維持もしくは再構築に資する

¹¹⁹ Cass. Com., 16 mars 1993, n°90-20188.

¹²⁰ 1993年3月16日の破毀院裁判例の他に、倒産手続の機関の権限は、倒産債権者全員の利益を保護する場合に限って生じるため、一部の債権者の利益のための訴訟追行は認められないと判示した裁判例として、下記のものが挙げられる。

Cass. com 7 jan. 2003, n°99-10781, P IV, n°1; D 2003. AJ 274, obs. Lienhard.

Cass. Com 9 nov. 2004, n°02-13.685, P IV, n°193; D. 2005. 292, obs. Le Corre et Lucas.

Cass. com., 30 juin 2015, n° 14-14757, NP.

¹²¹ CA Grenoble, ch. Com., 12 oct 2000; JCP 2001, IV 1715; JCP E 2001, pan. 686.

Cass. ass. plen., 9 juil. 1993, n°89-19211; Bull 1993 A. P. n° 13 p. 21.

¹²² フランスの「共同担保」という概念に関する近時の学説については、瀬戸口祐基「共同担保概念の民法上の意義：フランスにおける資産 (patrimoine) 概念をめぐる議論を通じた考察（１～６完）」法学協会雑誌135巻1号1-72頁、3号403-478頁、5号1030-1106頁、7号1599-1684頁、9号2097-2165頁、11号2551-2615頁（2018）が詳しい。

訴権である。このような「共同担保」という概念に基づく判断基準は、Marc Sénéchal の倒産手続の実効性に関する論文（2002年）¹²³においてはじめて言及された。その後、「共同担保」という概念によって債権者の集团的利益の有無を分析する研究が多くなってきている¹²⁴。特に、Le Corre は、『フランス倒産法とその実務』¹²⁵という書籍において、Marc Sénéchal の見解を引用し、共同担保による判断手法に対する理解をさらに発展させた。その後の2015年6月2日の破毀院商事部判決（以下、「2015年判決」という）¹²⁶では、倒産の局面において、債権者の集团的利益は「債権者の共同担保の維持又は再構築である」と定義されている。

しかしながら、債権者の「共同担保」の具体的な構成、性質ないし範囲に対する理解は分かれている。まず、Le Corre は、「共同担保」を手続法上の概念として理解している。つまり、この考え方では、倒産手続の機関は、債権者の共同担保の維持と再構築に資する訴訟において当事者適格を有すると主張されている。また、勝訴判決によって回収されてきた財産がすべての債権者に公平に配当される訴訟のみは、債権者の「共同担保」に資する訴訟であると考えられている。つまり、これは、ある訴権が債権者の集团的利益（「共同担保」の維持又は再構築という目標）に合致するか否かは、当該訴権がすべての倒産債権者によって行使できるかどうかの点から判断するよりは、むしろ、その訴訟の効果又は訴訟

¹²³ Marc Sénéchal, *L'effet réel de la procédure collective : Essai sur la saisie collective du gage commun des créanciers*, Litec 2002, n° 67.

¹²⁴ L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n°792 et s.

Mathilde Dols-Magneville, L'intérêt collectif des créanciers, In : *Le droit des entreprises en difficulté après 30 ans : Droit dérogatoire, précurseur ou révélateur?* Presses de l'Université Toulouse 1, 2017 n°32.

¹²⁵ Pierre-Michel Le Corre, *Droit et pratiques des procédures collectives*, Dalloz 2015, 8^e éd n° 611.31.

¹²⁶ Cass. Com. 2 juin 2015, n°13-24714, D. 2015.1205, obs. A.Lienhard. 2015年6月2日の破毀院判決において取り扱われている問題は、労働事件において解雇された労働者の代わりに、倒産手続の機関は訴訟を提起することができるかどうかという問題である。本稿では、当該裁判例は、許害行為取消権の行使と直接に関係する裁判例ではないが、債権者の「集团的利益」という概念の定義を示した裁判例として、考察の価値があると考ええる。

の目的から判断すべきであるという考え方である¹²⁷。

これに対して、Pérochon¹²⁸は、倒産手続の機関の訴権を債権者の「集团的利益」（共同担保）に基づいて判断した2015年判決の意義を認めた上で、倒産の局面における債権者の「共同担保」が民法上の「一般担保」（現行フランス民法典2284-2285条）であると解し、原則としてすべての債権者の利益が含まれていると指摘している。Pérochon は、夫婦間の共通財産が存在している事例¹²⁹において不都合が生じること、訴訟の効果から判断する方法は先験的〔*a priori*〕であり、その合理性が検証されていないというのを理由に、Le Corre 教授の「共同担保」の概念を手続法上の概念とする主張を批判している。

（３）倒産手続の機関の独占訴権と詐害行為取消権

2005年法以降、債権者の「集团的利益」に関する議論はますます活発になってきている。詐害行為取消権の局面において倒産手続の機関の訴権を検討すると、問題はさらに複雑になる。フランスの倒産手続における詐害行為取消権に対する処遇は、多様な法改正を経て今の形に至っている。詐害行為取消権の性質に対する異なる解釈によって、倒産手続の機関による行使は可能かどうかという問題の結論が異なる。1967年法の下で、倒産手続が一旦開始されると、詐害行為取消権はすべての債権者に受益させる集団性のあるものに変えられる。これを踏まえると、詐害行為取消権は個別訴権と集団訴権という二つの側面があるものであ

¹²⁷ P.-M. Le Corre, *op. cit.*, (note 105), n°3, p. 214.

A. Lienhard, *op. cit.*, (note 107), n°44.22, p.128.

¹²⁸ François Pérochon, L'intérêt collectif n'est pas l'intérêt de tous les créanciers sans exception, *BJE mai 2016*, n°3, p.218.

¹²⁹ Pérochon は、婚姻前に債権を取得した債権者が存在している場合、清算人は夫婦の共通財産を換金できなくなるため、Le Corre の見解は不適切であると指摘している。Le Corre は、「共同担保」という概念は不変的かつ絶対的なものではなく、前述の事例において原則として差押可能〔*saissabilité de principe*〕な共通財産の存在を述べたうえで、自らの「共同担保説」が改善できると主張している。これに対して、Pérochon は、Le Corre の見解は Marc Sénéchal の論文において論じた「すべての者に共通する」ということに反し、シンプルな概念をあえて複雑化したと批判している。

た。しかし、1985年法による改正後、個別債権者の詐害行為取消訴訟は、個別効果のみがあると解されている。この影響で現行法の下では、詐害行為取消権の集団性の有無によって、倒産手続の機関の訴権に関する学説が以下のように分かれている。

ア、倒産手続の機関の訴権を否定する見解（否定説）

まず、「倒産手続が開始されたとしても、債権者の詐害行為取消訴訟の効果は取消債権者に限って生じる」（個別効果）と判示した前述〔2〕判決（1996）を踏まえて、倒産手続の機関はもはや債権者の固有訴権たる詐害行為取消権を行使できないとする考え方がある¹³⁰。

また、現行法において、債権者団体という概念の廃止に従い、倒産手続における詐害行為取消権の民法上の個別訴権としての側面はますます強くなってきている。倒産手続における詐害行為取消権の集団的效果は、債権者団体という概念が存在していた1967年法の下での特別な取り扱いであった。現行法の下では、倒産手続における詐害行為取消権の集団的效果を維持すべきではないと考えられている¹³¹。これに基づいて、倒産手続の機関の詐害行為取消権に対する独占は否定されている¹³²。1985年法による改正後暫くの間、このような見解が論じられていたが、現在では、詐害行為取消権の集団性を肯定する見解は多い。

イ、倒産手続の機関の訴権を肯定する見解（肯定説）

これに対して、債権者の集団的利益という概念に対する解釈により、債権者団体の法主体性の欠如に起因した不都合を解決できるため、従来

¹³⁰ F. Derrida, P. Godé, J-P. Sortais, *op. cit.*, (note 49), n°510.

Corinne Saint-Alary-Houin, *Droit des entreprises en difficulté*, 3^e éd, Montchrestien 1999, n°655, p.404.

¹³¹ C. Pizzio-Delaporte, *op. cit.*, (note 1), n° 32, p.726.

Fernand Derrida, Redressement et liquidation judiciaires :note sous Cass. com., 8 oct. 1996, Bull. civ. IV, n°227. D 1997, Jur. 87, p.89.

¹³² もっとも、この見解では、詐害行為取消権が倒産手続の機関に専属することを否定したが、倒産手続の機関は債権者を補助する立場に立っていると考えている。そのため、債権者が詐害行為取消権を行使しなかった場合、倒産手続開始後、倒産手続の機関がその代わりに訴訟追行の余地があるということになる。

の取り扱いを維持する余地があると述べている見解がある¹³³。言い換えれば、倒産手続における詐害行為取消権の集団性を残す余地があるため、倒産手続の機関による行使が可能であると考えるのである。なぜなら、詐害行為取消訴訟は、倒産手続の機関の責務と一致しているからである¹³⁴。

現在では、特に破毀院の〔７〕判決（2001）以降、詐害行為取消権の倒産手続の機関による行使を肯定する学説が多い。しかし、フランス民法典に規定している詐害行為取消権自体は、厳しい構成要件が設けられている制度である。そのため、平常時に詐害行為取消権を行使できる債権者、及びそれを行使できない債権者が共に倒産手続に参加した事例がしばしば見られる。それゆえ、問題となるのは、複数の債権者のうち一人又は一部の債権者のみが詐害行為取消権を行使できる場合で、倒産手続の機関による独占は認められるのかということである。

倒産手続の機関の詐害行為取消権を行使する権限を認めている「肯定説」の中でも、倒産手続の機関の独占訴権の範囲に関しては、債権者の「集団的利益」の捉え方によって、倒産債権者全員が詐害行為取消権を行使できる場合のみ独占が認められる見解と、損害を被った一人又は一部の倒産債権者のためにも倒産手続の機関による行使を認める見解、の二つに分かれている。

①「集団的利益」を厳格に捉える考え方（厳格説）

まず、伝統的な考え方に従うと、倒産債権者のうち一部の債権者のみ

¹³³ M. Cabrillac, P. Pétel, *op. cit.*, (note 80), n° 10, p.101-102 (P. Pétel).

B Soinne, *op. cit.*, (note 30), n°1802.

P.-Y. Gautier, F Pasqualini *op. cit.*, (note 46), n°6, p.2, n° 99, p.16.

¹³⁴ Aldo Rizze, *La protection des créanciers à travers l'évolution des procédures collectives*, L.G.D.J. 2007, Paris, n°368, p.364-365.

L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n°797, p.551. 例えば、L. Sautonie-Laguionie の論文では、前述した共同担保説に基づいて、倒産手続の機関の集団的利益訴権は債務者の財産（共同担保）を再構成することを目的としている。詐害行為取消権は、債務者を貧困化する詐害行為を排除する機能があり、債権回収の可能性を高めるという倒産債権者の集団的利益と合致している。これに基づいて、倒産手続の機関は、詐害行為取消権を行使できると主張している。

が詐害行為取消権を行使できる事案において、倒産手続の機関（破産管財人）による訴訟を積極的に認めるべきではないという考えがある（以下、「厳格説」という）。その理由は、倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使を積極的に認めると、換金された財産はすべての倒産債権者に配当されることになり、かえって不公平が生じるということにある。なぜなら、一方で、民法上は詐害行為取消権を行使できなかった個別債権者が、倒産手続の機関による（総債権者の利益のための）詐害行為取消訴訟の結果を受益できることになり、他方で、平常時に民法上は詐害行為取消権を行使できる債権者の債権回収の利益が稀薄化されるからである¹³⁵。

この考え方を貫くと、倒産手続において債権の届け出を行った債権者全員が詐害行為取消権を行使する資格を有するということが証明できないければ、倒産手続の機関は詐害行為取消権を行使できないということが導かれる。

なお、厳格説を支持する学説では、倒産手続の詐害行為取消訴訟に對する独占を肯定しているが、一定の範囲に制限すべきであると考えられている。具体的には、倒産の局面において如何に倒産手続の機関の独占訴権の守備範囲を判断するかに関して、集团的利益と個別利益に分けて分析すべきであるという考え方がある（後述四、2（3）で詳述）。

②「集团的利益」を柔軟に理解する考え方（拡張説）

これに対して、倒産債権者の全員が詐害行為取消権を行使できる場合でなくとも、倒産手続の機関による詐害行為の取消請求が認められるという見解がある（以下、「拡張説」という）。この見解では、まず、債権者の集团的利益は、個々の債権者の債権額によって構成されている定量的なものではなく、その外観を超えて解される抽象的な概念であると位置づけられている¹³⁶。それに、債務者と受益者との間に行われた詐害行為が、最終的にすべての債権者の利益を害するため、債権取得の時期が

¹³⁵ F. Derrida, op. cit., (note 131), p.89.

¹³⁶ Michel Cabrillac, L'impertinente réapparition d'un condamné à mort ou la métémpsychose de la masse des créanciers, Propos impertinents de droit des affaires, Mélanges en l'honneur de Christian Gavalda, Dalloz 2001, n°9.

詐害行為の前か後かで債権者を区別する必要はないと考えられている¹³⁷。

また、Sautonie-Laguionie は詐害行為取消権を総括的に研究した論文において、前述した「共同担保」に関する議論を基礎として、倒産債権者の「集団的利益」をより柔軟に解すべきであると主張している。彼は、倒産の局面における債権者の「集団的利益」というのは、債務者の財産からの債権回収の可能性を指すと論じている¹³⁸。また、前述した〔７〕判決（2001）は、集団的利益を個々の債権者の利益の総合とする厳格な捉え方を否定した裁判例であると主張している¹³⁹。逆に、集団的利益を個々の債権者の利益の総合として考えると、倒産手続において多くの支障が生じると指摘している¹⁴⁰。

なお、拡張説を支持する学者の中には、倒産手続の機関による独占を認めるが、その任務懈怠がある場合、債権者による行使を認める余地が十分あると考えている者もいる¹⁴¹。

小括

結論として、倒産手続開始後、詐害行為取消権を行使する権限は、債権者のみではなく、倒産手続の機関にも付与されている。

¹³⁷ Arlette Martin-Serf, *L'intérêt collectif des créanciers ou l'impossible adieu à la masse*, *Mélanges Honorat*, éd. Frison Roche, 2000, p. 148.

Philippe Pétel, Irrecevabilité de l'action paulienne du liquidateur contre une déclaration notariée d'insaisissabilité, note sous Cass. Com., 23 avr. 2013, n° 12-16035, JCP 2013, 767, p.1328.

¹³⁸ L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n°791, n° 794 p.547-548.

¹³⁹ L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n°798 p.552.

¹⁴⁰ L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n°795, p.548. 具体的に、倒産手続の機関は、以下の場合において訴訟追行ができなくなり、倒産手続の進行は妨げられている。すなわち、①倒産債権者の中の一員を被告とする場合、②特定債権者の固有訴権に基づいて訴えを提起しようとする場合、③一人又は一部の倒産債権者が債務者の詐害行為から損害を被っていない場合、である。

¹⁴¹ M. Cabrillac, *op. cit.*, (note 136), p. 69.

1985年法より以前の裁判例においては、倒産手続の機関が債権者団体の代表と解されていたため、その訴権は個々の債権者の訴権の成立を前提とする傾向があった（〔4〕（1976）〔5〕（1993）判決参照）。これに対して、1985年法以降の裁判例において、債権者団体という概念の廃止に伴い、倒産手続の機関による詐害行為取消権の行使可否に関しては、争われていた。2005年法による改正では、債権者の「集团的利益」という概念が明文化された。近時の裁判例において、債権者の集团的利益の有無に基づいて判断される傾向がある。しかし、集团的利益の具体的な判断基準については裁判例では判断が分かれている。倒産債権者全員が詐害行為取消権を主張できる場合でないにもかかわらず、倒産手続の機関の詐害行為取消権を肯定した裁判例がある（〔7〕判決（2001）および〔9〕判決（2013）参照）。

学説においては、L.622-20条の趣旨に関して、民事訴訟法の学者の中でも見解が分かれている。その中で「訴訟資格説」及び新たな「集团的利益説」のいずれも、「債権者団体」という概念の廃止によって招致した混乱を十分対応できる。そのため、1985年法以降、倒産手続の機関の訴権の有無を判断する際、商法・倒産法の学者は「集团的利益」及び「共同担保」という概念に基づいて、新たな解釈を試みている。

四 詐害行為取消権の個別的行使と包括的行使の関係

1. 現行法の状況

現行フランス倒産法において、詐害行為取消権の、債権者による行使と倒産手続機関による行使との関係については、以下のようにまとめることができる。すなわち、①債務者の倒産手続の開始により、既に係属中の債権者による詐害行為取消訴訟が影響されることはない、②倒産手続の機関は、倒産手続開始前に係属した債権者の詐害行為取消訴訟に参加することができる、③倒産手続進行中に、個別債権者は詐害行為取消権に基づいて新たな訴訟を起こすことができる。それとともに④債権者の集团的利益のためのであれば、倒産手続の機関も詐害行為取消権を行使できる、という四点である。以下では、まず、倒産手続開始後、詐害

行為取消権の個別債権者による行使と倒産手続の機関による行使は、手続法において如何に位置付けられているかという問題を検討する。

（１）詐害行為取消権の個別的行使と包括的行使

フランスでは、集团的利益を保護するための訴訟追行は、その原告がだれかによって、二つに分けられる¹⁴²。一つ目は、集团的利益訴権の「個別行使 [*ut singuli*]」¹⁴³である。集团的利益訴権の個別行使とは、集団の構成員の一人が第三者に対して訴えを提起し、すべての集団構成員がその訴訟から利益を受ける訴訟を指す。二つ目は、集团的利益訴権の「包括的行使 [*ut universi*]」¹⁴⁴である。集团的利益訴権の包括的行使は、集団が自らの名義で第三者に対して訴えを提起することを意味する。

平常時において、株主代表訴訟は会社訴権の個別行使の典型である。これに対して、会社が自らの会社訴権を行使する場合は、会社訴権の包括的行使となる¹⁴⁵。

倒産の局面においては、債務者会社の訴訟上の権利が剥奪されたため、その当事者適格は倒産手続の機関に移転されている。また、倒産手続の終結は会社の法人格の消滅という結果をもたらす可能性があるため、平常時に株主の利益によって構成されている集团的利益は、清算型倒産手続の開始により、倒産債権者の集团的利益に転換されたと解される。そうすると、前述の三で紹介したすべての債権者が受益できる倒産手続の機関による訴訟追行には、倒産債権者の集团的利益訴権の *ut universi* という性格があると言える。他方、1967年法の下では、一人の倒産債権者が起こした詐害行為訴訟の勝訴の結果により倒産債権者の全員が受益

¹⁴² C. Chainais, F. Ferrand, S. Guinchard, L. Mayer, *op. cit.*, (note 91), n°315, p.245-246.

¹⁴³ C. Chainais, F. Ferrand, S. Guinchard, L. Mayer, *op. cit.*, (note 91), n°315, p.245.

¹⁴⁴ Raymond Guillien, Jean Vincent, Serge Guinchard, *Lexique des termes juridiques 2010*, Dalloz, 2015, p.731.

¹⁴⁵ 会社の第三者に対する訴訟が勝訴した場合、その結果としてすべての株主の利益が保護される。株主の視点からみると、会社が原告となる訴訟は、会社訴権の包括的行使「*action sociale ut universi*」である。株主代表訴訟と比べると、会社が自ら「会社訴権」を行使することが会社訴権の本来的行使とも言える。

できるという訴訟追行は、倒産手続における *ut singuli* として位置付けられている（前述二参照）。

そこで、債権者団体が廃止された必然の結果として、1985年以降、倒産手続における *ut singuli* は認められなくなっている（倒産時においても債権者による詐害行為取消訴訟の効果は取消債権者に限って生じる）という見解がある¹⁴⁶。これに対して、2005年法によって設けられた、倒産手続の機関がその任務を怠った場合、監督委員に付与された訴訟追行権（L.622-20条1項後段）は、*ut singuli* の復活のあらわれであると考ええる見解もある¹⁴⁷。

（2）問題の所在

倒産手続開始後、個別債権者による詐害行為取消訴訟は、倒産手続の機関による訴訟と同様に、すべての倒産債権者が受益できる集団的效果を有するとされていた1967年法の下で、債権者の個別訴権と手続機関の集団的利益訴権との間の優先順位を決めることはさほど重要ではなかった。しかし、現行法の下では、債権者の詐害行為取消権請求が認められると、取消債権者に限って対抗不能の効果が生じる。つまり、現行法においては、倒産手続開始後、債権者の訴権と倒産手続の機関の訴権の両方とも認められる場合、そのどちらを優先させるかによって、個々の債権者が受ける弁済額に影響が出る。

本稿の最後の部分で究明したい課題は、倒産手続開始前に個別債権者による詐害行為取消訴訟がなかった場合、倒産手続開始後に、債権者の個別訴権と倒産手続の機関の訴権、どちらを優先させるべきかという問題である。この問題は、債権者平等の原則と倒産手続自体の効率性につながるため、慎重に検討する必要がある。

2. 学説の到達点

厳密に言うと、これまでの裁判例において、倒産手続開始後、個別債権者の詐害行為の取消請求と倒産手続の機関の詐害行為取消の訴えとが

¹⁴⁶ A. Rizze, op. cit., (note 134), n°369, p367.

¹⁴⁷ M. Dols-Magneville, op. cit., (note 124), n°28, II, B.

同時に提起され、その優先順位が争われた事例はなかった。しかし、詐害行為取消権の債権者による行使と倒産手続の機関による行使の両方が認められているフランス法では、今後、債権者代位権と積極財産不足責任訴権の場合と同様に、両者の優先性について争われる可能性は否定できない。以下では、詐害行為取消権の事例に絞って債権者の個別訴権と集団的利益訴権との関係をめぐるフランスの学説を整理する。

（１）倒産手続の機関の集団的利益訴権優位説

債権者による詐害行為取消訴訟に比べて、倒産手続の機関による訴訟の優位を認める見解がある¹⁴⁸。

その理由としては、まず、倒産手続の効率性への重視が挙げられる¹⁴⁹。また、倒産手続が開始されると、集中原則〔*principe collective*〕が発効し、債権者の集団的利益を保護するための訴権は、倒産手続の機関に専属することになると考えられる¹⁵⁰。加えて、「詐害行為取消の倒産手続の機関による包括行使は、最終的に債権者の共同担保の再構成に資する効果があるため、集団的利益訴権の一つとして考えられ、L.622-20条に基づいて、その優位を認めるべきである」という指摘もある¹⁵¹。

なお、倒産手続の機関の訴権の独占の地位を認める前提で、債権者の利益保護という立場から、倒産手続の機関がその責任を怠った場合、もしくは倒産手続の機関の総債権者の利益の最大化という職務と矛盾しない場合、債権者による個別行使を認める余地があると論じられている¹⁵²。

（２）債権者の個別訴権優位説

債権者の詐害行為取消権に優位を認める見解がある。それは、①債権者が詐害行為取消権を行使できなければ、倒産手続の機関も詐害行為取消権を行使できないこと（〔５〕判決（1993）参照）、②倒産手続の機関は

¹⁴⁸ L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n°791 p.547. n°798 p.552.

A. Martin-Serf, *op. cit.*, (note 137), p. 148.

¹⁴⁹ A. Martin-Serf, *op. cit.*, (note 137), p. 154.

¹⁵⁰ L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n°791 p.547. n°798 p.552.

¹⁵¹ L. Sautonie-Laguionie, *op. cit.*, (note 116), n° 794, p.548.

¹⁵² A. Rizzo, *op. cit.*, (note 134), n°368, p.364-365.

債権者の意思に背いて詐害行為取消権を行使することができないこと（〔4〕判決（1976）参照）、及び③債権者の詐害行為取消権は倒産の局面における個別権利行使の停止原則によって規制されていないことから、導かれた考え方である¹⁵³。この見解では、倒産手続の機関は、債権者を補助〔associer〕する立場に立っている。極端に言うと、債権者団体の中で詐害行為取消権を行使できる債権者が一人いれば、当該債権者が自ら詐害行為取消権を行使しなかった場合、債権者を補助するために倒産手続の機関による訴訟追行が可能であるということとなる。

（3）折衷説

そのほかに、フランスの詐害行為取消権は、個別債権者の損害回復（個別効）と倒産手続における集団的利益保護という二つの側面を兼ねているという見解がある（以下、「折衷説」という）¹⁵⁴。この考え方に従うと、倒産手続において、「集団的利益」を保護する目的で訴えを提起したということが証明できれば、倒産手続の機関の倒産関連訴訟に対する独占が認められる。逆に、これが証明できない場合、債権者による個別行使を優先すべきである。つまり、倒産手続の機関は、債権者の集団的利益を保護する場合に限って詐害行為取消権を行使できる。

折衷説の中には、債権者の訴権と倒産手続の機関の訴権との関係という問題に関して、個別利益と集団的利益の場合、言い換えれば個別損害

¹⁵³ C. Pizzio-Delaporte, *op. cit.*, (note 1), n° 32, p.726.

F. Derrida, *op. cit.*, (note 131), p.89.

¹⁵⁴ P.-M. Le Corre, *op. cit.*, (note 10), n° 621.311, p.1915.

A. Jacquemont et R. Vabres, *op. cit.*, (note 11), n°664, p.401.

F. Pérochon, *op. cit.*, (note 11), n°1470, p.673.

Bertrand Fages, *Droit des Obligations*, 5^e éd, L.G.D.J.2015, n°531, p.421.

Corinne Regnaut-Moutier, La donation effectuée en période suspecte peut être attaquée par une action paulienne de la part du créancier et du liquidateur, note sous Com. 10 nov 2009, n°08-13346, NP; *Act. Pro.coll.* 2010/1, n°3 p.3.

Jean-Pierre Sortais, Procédures collectives et action paulienne, note sous Com. 10 nov 2009, n°08-13.346, NP; n° 1024 F-D; *LPA* 8 mars 2010, n°47, p.15 et s.

と集团的損害の場合に分けて分析すべきであるという考え方がある¹⁵⁵。具体的には、(i)損害は、すべての債権者が共有する損害である場合、その損害を回復するための訴訟追行は手続機関の独占の権限であり、詐害行為取消権が倒産手続の機関に専属するものになり、債権者による個別行使が排除される。(ii)損害は、他の債権者が被った損害と峻別できる個別損害もしくは単一類型の債権者のみが被った損害であれば、個別債権者の訴権を優先的に認めて、倒産手続の機関の詐害行為取消権を制限すべきである、と考えられている。その上で、個別利益と集团的利益について、例えば、前述した〔２〕判決（1996）においては、強制売却の対象となる不動産はもっぱら租税債権の債権者のために供するものであり、不動産の売却行為の取消しを求めた租税債権者は、他の債権者の利益と区別できる個別利益のために詐害行為取消権を行使したと考える見解がある¹⁵⁶。また、公証差押禁止宣言の事例において、差押禁止宣言の対象となる不動産はもとより倒産手続から排除された財産である。この財産は、すべての倒産債権者のための共同担保の構成要素ではないため、当該財産を対象とする訴訟も集团的利益訴訟とは言えないと論じられている¹⁵⁷。こうしてみると、折衷説は、債権者の「集团的利益」を厳格に解釈する（前述の三 2（2）（3）参照）傾向がある。そこで、実際に債権者の「集团的利益」は、「一般債権者」又は「劣後債権者」の利益と解されていると言えよう。

しかし、詐害行為取消権の事案において、特に不動産の場合、個別利益と集团的利益を特定・区別するには困難があるという批判がある¹⁵⁸。

小括

倒産手続開始後、債権者と倒産手続の機関のそれぞれの詐害行為取消権は如何なる関係にあるかの問題については、上に述べたように、①倒

¹⁵⁵ C. Regnaut-Moutier, op. cit., (note 154), n°3 p.3.

¹⁵⁶ C. Regnaut-Moutier, op. cit., (note 154), n°3 p.3.

¹⁵⁷ P.-M. Le Corre, op. cit., (note 105), n° 3, p. 214.

¹⁵⁸ Y. Guyon, op. cit., (note 50), p.27-29.

産手続の機関の訴権を優先とする、②債権者の訴権を優先とする、および③個別利益と集团的利益の場合に分けて判断するという三つの考え方がある。①と②の見解は、それぞれ倒産手続の機関の詐害行為取消権に対する独占を肯定する見解と、それを否定する見解(前述の三の2.(3)参照)との共通性が見られる。③の見解は、「集团的利益」を厳格に捉える観点に近い。フランスでは、③の見解を支持する学者が多くみられるが、詐害行為取消権の事例における個別利益と集团的利益を如何に特定するかの問題がその難点である。

要するに、フランス法において、総債権者の集团的利益を保護するために倒産手続の機関に付与した集团的利益訴権は、債権者の個別訴権を完全に排除しているわけではない。特に、詐害行為取消権の事例において、倒産手続の機関の当該訴権に対する独占は一定の範囲に抑えられている。

おわりに

1. フランス法のまとめ

以上のように、本稿では、フランス法の裁判例と学説を踏まえて、倒産手続の開始後、詐害行為取消権の個別債権者による行使と倒産手続の機関による行使、及び両者の関係を考察した。この問題に関するフランス法の対処は、次のようにまとめることができる。

一方では、フランス民法典における詐害行為取消権は、その個別的對抗不能の効果により、個別の債権回収の手段として機能している。このような特徴は、倒産手続における詐害行為取消権の処遇にも影響を与えている。具体的に、個別債権者が提起した詐害行為取消訴訟は倒産手続が開始しても中断せず、倒産手続の機関に受継されることもない。倒産手続進行中に、個別債権者は新たな詐害行為取消訴訟を提起することも否定されていない¹⁵⁹。

¹⁵⁹ 倒産手続終結後、債権者はその残余債権に基づいて詐害行為取消権を行使できるとされている。それは、債務弁済を目的とする倒産手続の終結は、対抗

他方では、倒産手続開始後、一定の条件が満たされる場合、民法上の詐欺行為取消権を行使する権限は、倒産手続の機関にも付与されている。比較法的観点からみると、倒産手続の機関に詐欺行為取消権を行使する独自の資格の付与は、不思議なことだと思われる。しかし、このような取り扱いは債権者団体の法主体性を認める伝統があり、「訴権の裁判上の代理」ないし「集団的利益訴権」など独自の理論が整備されているフランス法にとっては、なじみのあるものであろう。また、「疑わしき期間無効」という制度の規制範囲よりも、民法上の詐欺行為取消権のほうに規制対象の範囲が広がっているという不都合を解消したことからは、その意義を見出すことができる。

ところが、債権者の利益保護という色彩が強かったイメージを変え、債権者の再生を重視する手続に転換するために、1985年法は債権者団体という概念を廃止した。その後、倒産手続の機関が債権者団体の代表として、債権者の訴権を包括的に行使することの正当性が批判され始めた。しかし、手続の効率性を保障するために、倒産手続の機関が倒産を機に派生した訴訟を包括的に処理する必要がある。そのため、フランスの学説においては、債権者団体の代わりに、債権者の「集団的利益」という概念を用いて、新たな解釈が試みられている。ただし、詐欺行為取消権は倒産手続の機関に絶対的に専属するものではなく、ほかの債権者と区別できる個別利益があれば、債権者は倒産手続外で詐欺行為の取消を求めることができる。本稿では、このような制度設計のメリットとして、①取引相手たる一般債権者の連鎖倒産の防止、②個別債権者の利益を救済する手段の多様化¹⁶⁰、③倒産手続の機関の職務遂行を監督すること等

不能訴権たる詐欺行為取消権の消滅という結果をもたらさないからである。A. Jacquemont et R. Vabres, *op. cit.*, (note 11), n° 662, p.400. この点を明らかに示した裁判例としては、以下のものがある。Com. 2 nov. 2005, n° 04-16.232, P IV, n° 214; D 2005. AJ 2873, obs. Lienhard; D 2006. Somm. 83, obs. Le Corre; JCP E 2006, Chron. 1569, p.673, n° 11, obs. P. Pétel.

¹⁶⁰ 日本法と比べると、フランス倒産法においては、倒産手続の機関の任務懈怠により債権が全額回収できなかったことで損害を被った債権者は、倒産手続の機関の任務懈怠責任を追及することのみならず、倒産手続進行中においても自らの訴訟追行によって救済を求める機会が与えられている。

があると考えている。

以上をまとめると、フランスでは、倒産手続開始前にすでに係属している詐欺行為取消訴訟が、倒産手続開始後、直ちに、集団的効果を有する訴訟に変えられないと解されている。そこでは、民法上の詐欺行為取消権の一般理論に対する尊重が示されている。これに対して、倒産法において特別訴権（否認権）の守備範囲が限られている場合、民法の規定が柔軟に適用され、倒産手続の機関による権利行使は可能となっている。

実は、詐欺行為取消権という訴権自体は多面的・複合的な制度であり、倒産手続における詐欺行為取消権の行使可否という問題を検討する際、その性質、訴訟の構成、要件、効果等様々な要素を含めて考えなければならない。1985年法による改正以降に形成してきたフランスの解決策では、民法上の詐欺行為取消権の対抗不能訴権の特徴を示している一方で、訴訟法上の理論に基づいて倒産手続の機関による包括的行使が維持されている。最近の裁判例においては、債権者の「共同担保」の概念に基づいて、倒産手続の機関の訴権が柔軟に認められている。このようなところから、フランス法の対応は日本法と接近する傾向も見られる。

2. 日本法の課題

日本法では、2020年4月1日に施行された改正民法（債権法）425条において「取消しの請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。」と規定されている。本稿では、同規定の趣旨をどう理解すべきかについて、まだ議論の余地があると考えている。仮に、その趣旨を、改正前民法425条と同様に原則として取り戻された財産を債務者の財産に組み入れ、すべての債権者に分配するという集団的効果として解すと、日本の詐欺行為取消訴訟は、1985年法以前のフランス倒産法で認められていた債権者の集団的利益訴権の *ut singuli* と類似するものであるといえよう。日本法において、債権者が提起した詐欺行為取消訴訟は倒産手続の進行を妨げるというよりは、むしろ倒産手続の利益と一致するように思われる。しかしながら、日本倒産法においては、倒産手続の開始により、係属中の詐欺行為取消訴訟が中断されることになる（破産45条、民再40条の2、会更52条の2）。破産

管財人は、中断した詐害行為取消訴訟を受継することもできるが、自ら否認権訴訟を提起することもできる¹⁶¹。

こうしてみると、フランス法と比べて、すくなくとも詐害行為取消権の事案において、日本の破産管財人の権限は、比較的広いということが言える。しかし、破産管財人が常に否認権の行使等によって積極的に債権者の利益を保護できるとは限らない。現行法の下で、全額弁済を受けなかった債権者の損害を填補するためには、破産管財人に善管注意義務違反に基づく損害賠償責任（日本破産法85条2項）を負担させる、もしくは役員に会社法上の第三者に対する責任（会社法429条）を負担させる、といった手段が考えられる。本稿では、このような対応のみでは不十分であり、倒産手続の機関の職務遂行を監督するためにも、また、債権者が自らの利益を守る機会を与えるためにも、債権者による詐害行為取消権行使の余地を残す必要があると考えている。

この点に関して、日本では、倒産手続開始後に個別債権者による詐害行為取消権を行使できるかという問題について明文規定が設けられておらず、議論の余地が残されている。大判昭和4年10月23日民集8巻787頁は、破産手続進行中に、破産債権者が提起した詐害行為取消訴訟を不適法として却下した。東京地判平成19年3月26日判時1967号105頁により、民事再生手続進行中の詐害行為取消請求が棄却された。学説では、否定説¹⁶²が圧倒的に多いが、肯定説¹⁶³も存在する。まず否定説の主要な

¹⁶¹ 破産管財人が詐害行為取消訴訟を受継した場合、請求の趣旨を変更して否認訴訟（日本破産法160条）に切り替える可能性も議論されている。山本克己＝小久保孝雄＝中井康之〔編〕『新基本法コンメンタール破産法』（日本評論社・2014）130頁〔池田辰夫〕、兼子一監修・三ヶ月章＝竹下守夫＝霜島甲一＝前田庸＝田村諄之輔＝青山善充〔著〕『条解会社更生法（中）』（弘文堂・1973）222頁、231頁を参照。

¹⁶² 伊藤眞ほか編『注釈民事再生法（上）〔新版〕』（きんざい・2002）439頁〔山本和彦〕。伊藤眞監修『新注釈民事再生法（上）〔第2版〕』（きんざい・2010）211頁〔深山雅也〕。園尾隆司＝小林秀之『条解民事再生法〔第3版〕』（弘文堂・2013）219頁〔河野正憲〕。

¹⁶³ 旧和議法の時代において、相当異質な否認権制度しか設けられていなかった背景下で、詐害行為取消権と否認権の併存説を論じている見解として、麻上

理由としては、①民法上の詐害行為取消権と否認権との共通性、②破産財団の管理処分に関する訴訟の当事者適格が破産管財人に移転すること、③債権者による詐害行為の行使は個別的権利行使の禁止に抵触するものであること、という三つが挙げられる¹⁶⁴。本稿で検討してきたように、フランスでは、債権者の第三者に対する訴訟における原告適格は、債務者の倒産手続の開始により、ただちに倒産手続の機関に移転することはできない。もっとも、日本の詐害行為取消訴訟は、受益者又は転得者が被告となる訴訟であるが、集団的効果を原則としている（改正民法425条）点から、否認権と共通しているところがある。そして、この点で、日本の詐害行為取消権は、現代フランス法における詐害行為取消権と区別されている。議論の前提が異なるため、当事者適格の移転という問題について、日本法でもフランス法と同様な結論が導かれるかどうかは疑問である。前述した理由②は、管財人が債務者の財産に対する管理処分権を持つこと（日本破産法78条1項）から導かれた考え方であろう。この考え方において、破産管財人の権限に吸収される訴訟追行権の範囲は、現に確定できる破産財団に関する訴えだけでなく、将来的に債務者の責任財産に組み入れる可能性のある財産に関する訴えまで拡張されている。それに伴い、「個別的権利行使の禁止」という原則に対する解釈においては、日仏法の相違点が見られる。

ただし、改正民法で新設された424条の9により、被保全債権が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものである場合の「事実上の優先弁済効」が明文化されている。改正民法424条の9が想定する場面において、詐害行為取消訴訟は個別的な債権回収の手段として期待されている。少

正信＝谷口安平編『注解和議法〔改訂〕』（青林書院・1993）239頁〔宗田親彦〕が挙げられる。改正法以降の肯定説として、①否認権が認められない場合に限定すべき考え方として、宗田親彦「否認権制度と問題点（下）」銀法577号27頁）、および②否認権と詐害行為取消権の異質性の点から倒産手続における詐害行為取消権の行使を肯定する見解（園尾隆司「否認の手続と否認訴訟」伊藤眞ほか『倒産法の実践』（有斐閣・2016）340頁、佐藤鉄男「倒産手続と詐害行為取消権—否認権との併存可能性—」『民事特別法の諸問題（第六巻）』（第一法規・2020）796頁以下がある。

¹⁶⁴ 山本＝小久保＝中井・前掲注（161）116頁〔垣内秀介〕。

なくとも、倒産手続の開始により、同条を適用した詐害行為取消訴訟の原告適格が破産管財人に移転するということは論理的に成り立ちにくいといえる。しかし、現行日本破産法の下で、全ての詐害行為取消訴訟は、債務者の倒産手続の開始により中断され、破産管財人によって受継さる（日本破産法45条）。その場合、取消債権者は自らに対する金銭の支払又は動産の引渡しの利益を失うおそれがある。そこで、訴えを提起した取消債権者の訴訟上の利益を如何に保障すべきかの問題について、改正民法と相まって、日本破産法45条の趣旨とその妥当性を改めて検討する必要がある。

本稿は、フランス倒産手続における詐害行為取消権の処遇にかかわる制度設計は、倒産実体法と倒産手続法の一貫性を保つことにおいて示唆的であると考えている。日本では、改正民法（債権法）の実施に伴い、詐害行為取消権の規律が大きく変わったため、倒産手続開始後、詐害行為取消権の行使という問題を再検討する必要がある。その検討については別稿に譲ることにしたい。

＊この論文は、平成31年度科学研究費助成事業（研究活動スタート支援）「フランス倒産手続と債権者個別訴訟との関係——管財人の訴訟上の地位という視座から——」課題番号19K20850による研究成果の一部である。